

沖縄県立はなさき支援学校スクールバス貸貸借及び運行業務仕様書

この仕様書は、沖縄県立はなさき支援学校が賃借するスクールバス貸貸借及び運行業務についての概要を定めるものである。

したがって、賃貸人は、この仕様書に記載されていない事項についても、現場の状況に応じ、誠意をもって業務を履行しなければならない。

1 賃貸借車両

乙は、スクールバスの運行業務（以下「運行業務」という。）を履行するため、運行するものとする。

期間 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日

運行日数予定 : 197日

※自然災害その他事由により授業日数の変動が生じた場合、運行日数の増減がある。

契約台数 : 1台

形状 : バス（中型以上）

座席数 : 35席以上（補助席及び車椅子用除く）

座席の向き : 進行方向

任意保険 : 搭乗者1,000万円以上

その他 : エアコン標準装備

2 運行業務の内容

賃貸人が履行する運行業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸自動車の運行計画の調整（基本計画は学校作成）
- (2) 賃貸自動車の運転（燃料の給油、臨時便、法定点検時等の運転も含む）
- (3) 燃料（油脂）等の給油及び購入
- (4) タイヤの交換及び購入
- (5) 備品・消耗品の補充交換・保管管理
- (6) 車両管理業務（管理車両の保清・整備・修理、始業終業点検等）
- (7) 自動車等運行管理簿記入による運行業務の報告
- (8) 事故・故障等に対する処理及び補償に関する一連業務
- (9) 緊急時、雨天時等の介助補助業務
- (10) 緊急時の代替車両手配、運行
- (11) 運行車両へ学校所有の置き去り防止装置を設置させる
- (12) その他、前各号に付帯する事項

3 経費区分

自動車検査手数料（印紙代）、自動車損害賠償責任保険、重量税、スペアタイヤ、車椅子固定ベルト、バッテリー、車検時の車両整備費・取替部品料・工賃、任意保険料、車両一般整備及び車両修理費、法定点検整備及び車両修理費、代替車両に係る費用、燃料費、緊急連絡用携帯電話等装備費及び通信料、運転士の人件費・健康診断費・被服費、代務運転者の人件費、事務手続きの代行費、スクールバス運行に要する一切の費用については、賃貸人の負担とする。

また、賃貸人の責めに帰すべき理由により発生した事故等に係る損害補償については、全て賃貸人が負うものとする。

置き去り防止装置の設置及び撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

4 契約方法

賃貸借及び運行業務に係る契約方法については、3の経費及び運行時間、運行距離に基づいて定めた年間賃貸借料による契約とする。

5 運行区間・乗車人員・停留所等

運行区間、乗車人員、停留所等は、「スクールバス運行規程」及び「運行経路図」「時刻表」によるものとし、その細部については、学校と協議するものとする。

6 賃貸人は、登校時において運行時刻表による出発時間の15分前までに学校に到着し、学校介助員を乗車させて指定時間までに出発するものとする。

7 運転士の確保

賃貸人は、2の運行業務を履行するため、この業務に適任の運転士を措置しなければならない。

8 服務規律

賃貸人は、細心の注意をもって運行業務にあたり、幼児児童生徒に対しては、教育の場にふさわしい態度で対応しなければならない。

9 試走及び研修会等の実施

賃貸人は、運行に携わる前に、学校が指定する日程において、コースを試走するとともに、運転士に対し、安全運行や緊急時の対応、特別支援学校の幼児児童生徒の特性や配慮事項等の理解のため、研修会等を受講するものとする。

10 車両運行の際の留意事項

賃貸人は、幼児児童生徒が乗車又は下車した後のスクールバスの発車の時期など、車両を運行する際必要な事項については同乗する学校職員と協議の上適切に対応するものとする。

賃貸人は、幼児児童生徒の利用状況に伴うコースの変更が生じた場合、賃借人と協議の上適切に対応するものとする。

11 車両の管理

賃貸人は、日常の車両点検（始業終業点検等）・整備・清掃を確実に行わなければならない。

12 事故発生時の処置及び事故処理

受託者は、運行車両毎に携帯電話を装備し、運行業務中、万一、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、学校長及び関係者に状況の報告をしなければならない。

13 業務報告

賃貸人は、自動車等運行管理簿、運行前点検簿、車両管理運行実績報告書を学校長に提出するものとする。

◇自動車等運行管理簿・・・運行日の当日に提出

◇運行前点検簿、車両管理運行実績報告書・・・業務実施月の翌月15日までに提出

14 運行業務の基本

賃貸人業務内容の履行に関する業務の流れは、全て下記を基準とする。



15 置き去り防止装置の設置

乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実にされるようにするため、国土交通省が定めた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する学校所有の安全管理装置を車両に設置すること。なお、安全装置の設置及び撤去に係る費用はこの契約には含まれないものとする。